

## 【重要】積算に当たっての注意事項（新労務単価適用済）

本案件につきましては、令和6年3月以降の「公共工事設計労務単価」又は「設計及び測量・調査業務等積算単価」を適用し、予定価格を算出しております。積算に当たっては、令和6年3月以降の「公共工事設計労務単価」又は「設計及び測量・調査業務等積算単価」で行ってください。